

# 保育の現状

規制改革推進室作成

## <現状>

- 保育所の待機児童数は、平成24年4月現在約2.5万人(約80%が0-2歳)。潜在的には約85万人との試算あり。保育の需要は、平成29年度まで増加傾向。
- 東京都の保育士は、平成29年度末で約2.2万人不足見込み(※)。
- 株式会社立の認可保育所は全国で平成24年4月現在376園のみ(全体の約1.5%)。
- 平成27年度に新制度に移行し、その後、5か年で待機児童問題を解消する見込み。
- 横浜市は待機児童数が平成22年の1552人(全国ワースト)から平成24年4月には179人まで減少。

(※)三菱UFJリサーチ&コンサルティング「平成21年度保育士の需給状況等に関する調査研究報告書」(平成22年2月)

## <主な制度の概要>

	項目	現行制度
①	認可保育所の保育士の配置基準(1)	下記の配置基準を満たす必要あり。 乳児(3人):保育士(1人)、1・2歳(6人):保育士(1人) 3歳(20人):保育士(1人)、4歳(30人):保育士(1人)
②	認可保育所の保育士の配置基準(2)	保育に従事する者は全て「保育士」である必要あり。
③	認可保育所の面積基準	下記の面積基準を満たす必要あり。 乳児室の面積:1.65㎡/人、ほふく室の面積:3.3㎡/人
④	運営費の用途制限	運営費は同一設置者の他の保育所に使用することは認められない。
⑤	事実上の配当制限	株主への配当を行うと運営費補助の上乗せが認められない。

## 保育制度の概要

現行制度の概要	子ども・子育て関連3法（平成27年施行）等による対応												
<p>① 認可保育所の保育士の配置基準（1）【児童福祉法最低基準（省令）】 下記の配置基準（乳幼児及び保育士の割合）を満たす必要あり。</p> <table border="1" data-bbox="96 316 779 451"> <tr> <td>乳児</td> <td>概ね3人：1人以上</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の幼児</td> <td>概ね6人：1人以上</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の幼児</td> <td>概ね20人：1人以上</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上の幼児</td> <td>概ね30人：1人以上</td> </tr> </table>	乳児	概ね3人：1人以上	満1歳以上満3歳未満の幼児	概ね6人：1人以上	満3歳以上満4歳未満の幼児	概ね20人：1人以上	満4歳以上の幼児	概ね30人：1人以上	<p>特段の対応なし。 （「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成24年4月1日施行）により、「従うべき基準」としての位置付け。）</p>				
乳児	概ね3人：1人以上												
満1歳以上満3歳未満の幼児	概ね6人：1人以上												
満3歳以上満4歳未満の幼児	概ね20人：1人以上												
満4歳以上の幼児	概ね30人：1人以上												
<p>② 認可保育所の保育士の配置基準（2）【児童福祉法最低基準（省令）】 保育に従事する者はすべて「保育士」である必要あり。</p>	<p>特段の対応なし。</p>												
<p>③ 認可保育所の面積基準【児童福祉法最低基準（省令）】 下記の面積基準を満たす必要あり。</p> <table border="1" data-bbox="96 675 851 842"> <tr> <td rowspan="2">乳児又は満2歳未満の幼児</td> <td>乳児室</td> <td>1.65 m<sup>2</sup>/1人</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>3.3 m<sup>2</sup>/1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">満2歳以上の幼児</td> <td>保育室</td> <td>1.98 m<sup>2</sup>/1人</td> </tr> <tr> <td>遊戯場</td> <td>1.98 m<sup>2</sup>/1人</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td>3.3 m<sup>2</sup>/1人</td> </tr> </table>	乳児又は満2歳未満の幼児	乳児室	1.65 m <sup>2</sup> /1人	ほふく室	3.3 m <sup>2</sup> /1人	満2歳以上の幼児	保育室	1.98 m <sup>2</sup> /1人	遊戯場	1.98 m <sup>2</sup> /1人	屋外遊戯場	3.3 m <sup>2</sup> /1人	<p>特段の対応なし。 （「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成24年4月1日施行）により、「従うべき基準」としての位置付け。ただし、平成27年3月31日までは、原則「従うべき基準」としつつ、「待機児童問題が深刻でかつ地価の高い地域」に限り、「標準」とし、合理的な理由があれば地域の実情に応じた異なる内容を定められるものとしている。）</p>
乳児又は満2歳未満の幼児		乳児室	1.65 m <sup>2</sup> /1人										
	ほふく室	3.3 m <sup>2</sup> /1人											
満2歳以上の幼児	保育室	1.98 m <sup>2</sup> /1人											
	遊戯場	1.98 m <sup>2</sup> /1人											
	屋外遊戯場	3.3 m <sup>2</sup> /1人											
<p>④ 施設整備費補助（3/4補助）対象【児童福祉法第56条の2】 社会福祉法人等のみが補助の対象であり、株式会社は補助の対象外。</p>	<p>主体の区別なく、施設の減価償却費の一定割合相当分をサービスの対価としての給付費に組み込むことにより対応予定。</p>												
<p>⑤ 社会福祉法人会計の適用【局長通達】 株式会社には企業会計のほか社会福祉法人会計の適用あり。</p>	<p>平成24年4月より、施設（事業所）ごとの企業会計基準による財務書面（貸借対照表、借入金明細表等）の提出による代替が可能となった。</p>												
<p>⑥ 保育所の運営費の用途制限【局長通達】 同一設置者が設置する他の保育所への運営費の使用を制限。</p>	<p>特段の対応なし。</p>												
<p>⑦ 事実上の配当制限【局長通達】 法的には禁止されていないが、配当を行うと運営費補助金への「民間施設給与等改善費加算措置」（運営費補助の上乗せ）の適用なし。</p>	<p>特段の対応なし。</p>												
<p>⑧ 不動産賃借の場合の安定的資金保有義務【局長通達】 株式会社が賃貸物件で保育所を経営する場合、1年分の賃料相当額及び1000万円の換金性の高い状態での保有義務付け。</p>	<p>特段の対応なし。</p>												

<p>⑨ <u>保育士勤続年数基準【局長通知】</u> 民間施設給与等改善費の加算率は、保育士の勤続年数の平均に基づいて決定されるが、認可外保育施設における勤続年数が算定対象とならない。</p>	<p>特段の対応なし。</p>
<p>⑩ <u>保育士常勤基準【局長通知】</u> 1日6時間以上かつ月20日以上勤務しなければ、常勤の保育士とみなされないため、民間施設給与等改善費等の算定対象とならない。</p>	<p>特段の対応なし。</p>
<p>⑪ <u>避難用外階段設置義務【児童福祉法最低基準（省令）】</u> 建物の2階以上の施設には、避難用の外階段等の設置の義務付け。</p>	<p>特段の対応なし。 （「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成24年4月1日施行）により、「参酌基準」としての位置付け。）</p>
<p>⑫ <u>幼保一体化</u> 認定こども園は内閣府、幼稚園は文科省、保育園は厚労省がそれぞれ所管。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼保連携型認定こども園の認可・指導監督を内閣府に一元化。</li> <li>・認定こども園・幼稚園・保育所等への給付を内閣府に一元化。</li> <li>・認定こども園・幼稚園・保育所等を通じた一元的な窓口の設置。</li> </ul>
<p>⑬ <u>幼保連携型認定こども園の設置主体制限</u> 幼保連携型認定こども園に対する株式会社の参入は認められていない。</p>	<p>特段の対応なし。</p>
<p>⑭ <u>保育所の設置認可【児童福祉法第35条第4項】</u></p>	<p>都道府県等は、地域の保育需要が満たされていない場合には、適格性・認可基準を満たしている保育所等であれば、原則認可することとされた。</p>
<p>⑮ <u>契約方式</u> 利用者及び市町村間の契約であり、保育料は公定価格（公費補助＋利用者負担）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立保育所（社福・株式会社等）は利用者及び市町村間の契約のまま変更なし。</li> <li>・私立保育所以外の保育所（公立保育所）は利用者及び保育施設間の直接契約に変更。</li> </ul>
<p>⑯ <u>認可保育所の入所基準【児童福祉法第24条第1項、法施行令第27条】</u> 保育所に入所するためには、児童の保護者のいずれもが「昼間労働することを状態としている」場合等である必要あり（いわゆる「保育に欠ける」要件）。</p>	<p>市町村が住民のニーズ調査及び保育を必要とする全ての子どもの必要性を認定。</p>
<p>⑰ <u>給食の外部搬入方式【児童福祉法最低基準（省令）】</u> 自園調理施設があれば3歳以上の給食は外部搬入可能。3歳未満は外部搬入不可。</p>	<p>特段の対応なし</p>
<p>⑱ <u>家庭的保育者（保育ママ）の資格要件【児童福祉法第6条の2第9項、同法施行規則第1条の32】</u></p>	<p>・平成22年より、保育士、看護師等の資格の有無を問わず、必要な研修により保育ママとなることができることとなった。</p>
<p>⑲ <u>保育士試験受験資格要件【児童福祉法施行規則6条の9】</u> 試験は年1回、高等学校卒業者については、認可保育所での実務経験が2年以上必要などの資格要件あり。</p>	<p>特段の対応なし。</p>
<p>⑳ <u>施設長の資格要件【各自治体の保育所設置要綱】</u> 施設長の要件を「児童福祉施設における2年以上の従事経験」と定めている自治体があるが、「児童福祉施設」には認証保育所・事業所内保育所が含まれていない。</p>	<p>特段の対応なし。</p>

保育所の設置・運営基準比較表

		国基準 (児童福祉施設最低基準)	東京都基準	東京都		横浜市基準	横浜保育室
				認証保育所A型 (駅前設置型)	認証保育所B型 (小規模型)		
設置者		区市町村、社会福祉法人、民間事業者等	区市町村、社会福祉法人、民間事業者等	民間事業者等	個人	横浜市、社会福祉法人、民間事業者等	個人、民間事業者等
対象児童		0歳～小学校就学前	0歳～小学校就学前	0歳～小学校就学前	0～2歳	0歳～小学校就学前	0歳～小学校就学前
申込方法 入所決定		利用者が区市町村へ申し込み、区市町村が入所決定	利用者が区市町村へ申し込み、区市町村が入所決定	利用者が認証保育所へ申し込み、直接契約		利用者が横浜市に申し込み、横浜市が入所決定	利用者が横浜保育室へ申し込み、直接契約
規模		20人以上	20人以上	20～120人	6～29人	60人以上	20人以上
施設 基準	乳児室 (0,1歳児)	1.65㎡/1人	3.3㎡/1人	3.3㎡/1人 (年度途中は2.5㎡/1人まで弾力化)	2.5㎡/1人	3.3㎡/1人	2.475㎡/1人 (平成25年4月以降は3.3㎡/1人)
	ほふく室 (0,1歳児)	3.3㎡/1人					
	保育室・遊戯室 (2歳以上児)	1.98㎡/1人	1.98㎡/1人	1.98㎡/1人	1.98㎡/1人	1.98㎡/1人	1.98㎡/1人
	屋外遊戯室 (2歳以上児)	3.3㎡/1人	3.3㎡/1人	3.3㎡/1人	基準なし	3.3㎡/1人	基準なし
職員 基準	配置基準 (児童数:職員数)	0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1	0歳児 3:1 1歳児 6:1 2歳児 6:1	0歳児 3:1 1歳児 4:1 2歳児 5:1 3歳児 15:1 4歳以上児 24:1	0歳児 4:1 1歳児 4:1 2歳児 4:1 3歳児 20:1 4歳以上児 30:1
	保育従事者	全て保育士	全て保育士	保育士は6割で可	保育士は6割で可	全て保育士	保育士は2/3で可

出所：東京都認証保育所事業実施要項（平成24年4月）、横浜市「保育所整備の手引き」（平成24年4月）、横浜市「横浜保育室の手引き」（平成24年5月）等に基づき規制改革推進室が作成。